

出席停止について

園児・児童・生徒が健康的に学校園生活を送るうえで、学校園において予防すべき感染症として、法律によって次の3種類の感染症が、出席停止をすべきものとして定められています。

出席停止及び解除については、医師の指示に従ってください。

- 第 1 種** エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、
マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群
(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群
(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。))及び特定鳥インフル
エンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項第6号に規定する
特定鳥インフルエンザをいう。)
- ※上記のほか感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から
第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、
第一種の感染症とみなされます。
- 第 2 種** インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、新型コロナウイルス感染症、
百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- 第 3 種** コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、
流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

上記の感染症にかかった者は、文部科学省令で定める基準により出席停止となります。
つきましては、日常の健康観察で疑わしい場合は、早めに医師にご相談ください。

出席停止の取扱いについて

1. 第1種については、本人以外で、同居家族内に発病者がいるときも、しばらくは出席停止となります。
2. 出席停止は、学校園長が指示するもので、欠席扱いにはなりませんので、感染症にかかったときはすみやかに学校園へ連絡してください。
3. 治癒後、登校園する際は、必ず「出席停止解除証明書」(診断書ではありません)を医師からもらい、学校園へ提出してください。
4. 第2種、第3種の場合は、原則として治癒するまで出席停止です。ただし、医師が感染の恐れがないと認めたときは出席させてください。

その他の感染症 手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性膿痂疹(とびひ)、伝染性紅斑(りんご病)、
溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎

上記の感染症は、平成28年度まで本市独自基準により出席停止としていましたが、平成29年度以降は国基準に基づき出席停止の対象とはなりません。ただし、学校園において異常発生した際は、出席停止となる場合があります。

裏面に目安となる停止期間の基準を記載しています

出席停止期間の基準

	病 名	期 間 の 基 準
第 2 種	インフルエンザ	発症後5日経過し、かつ解熱した後2日（幼稚園は3日）を経過するまで。【※医師の解除証明は不要です。】
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。【※解除証明は不要です。】
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好であること。
	風疹 (三日ばしか)	発疹が消失するまで (発疹後の色素沈着は登校園可)
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで (又は発疹出現後7日まで)
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで (発病後2週間は、入水禁止)
	結核	排菌がなく、病状により感染の恐れがないと認められるまで(予防投与は登校園可)
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
第 3 種	腸管出血性 大腸菌感染症	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	腸チフス及び パラチフス	医師が感染の恐れがないと認めるまで

***いずれの疾患も、出席停止解除は医師の判断が必要です。**

【※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については
小・中・養護学校は出席停止解除証明不要】

***以下の疾患等については通常出席停止解除証明は不要ですが、学校園において異常発生した際は、出席停止となる場合があります。**

手足口病・ヘルパンギーナ	伝染性膿痂疹(とびひ)
伝染性紅斑(りんご病)	溶連菌感染症
感染性胃腸炎	マイコプラズマ肺炎